

第4章 京都市への届出について

1 届出の方法

- 自社のホームページ等で公表しているバリアフリー情報について、以下のいずれかの方法で届出してください。

- インターネットによる届出

(京都市情報館(本市HP)の電子届出フォーム)

- 記入した「届出様式」の郵送
 - 記入した「届出様式」のFAX
 - 記入した「届出様式」の持参
- } 紙媒体による届出



電子届出のリンク掲載HP
京都市情報館
(京都市宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度)

- インターネットによる届出の入力要領は、以下のページを参照してください。

- インターネットによる届出要領 ⇒ P 5 9

※ インターネットによる届出時の留意点が記載されていますので、必ず御確認ください。

- ・ 「新築等施設用(公表義務)の電子届出フォーム」入力要領

⇒ P 6 0

- ・ 「既存施設用(努力義務)の電子届出フォーム」入力要領 ⇒

P 7 7

- 届出様式(紙媒体による届出)の記入要領は、以下のページを参照してください。

- 届出書の記入要領 ⇒ P 4 6

- ・ 「新築等施設用(公表義務)の届出書」記入要領 ⇒ P 4 6

- ・ 「既存施設用(努力義務)の届出書」記入要領 ⇒ P 5 3

※ 届出書の記入例を参考資料3 新築等施設用(公表義務)(P 1 0 9)、参考資料4 既存施設用(努力義務)(P 1 1 3)に掲載していますのでそちらも御参照ください。

2 届出内容に変更が生じた場合

- 届出内容に何らかの理由により変更が生じた場合は、以下のいずれかの方法により、届出してください。
- 運営主体の変更等により、「届出内容に関する問合せ先」が変更となる場合においても、忘れずに、変更内容の届出を行ってください。

- ・ インターネットによる届出
（京都市情報館（本市HP）の電子届出フォーム）
- ・ 記入した「変更内容届出様式」のFAXによる届出
- ・ 記入した「変更内容届出様式」の郵送
- ・ 記入した「変更内容届出様式」の持参

3 旅館業を廃業するなどの理由により公表を取りやめる必要がある場合

- 条例に基づき、特定バリアフリー情報の公表が義務となっている新築等施設については、公表を取りやめることはできませんが、旅館業を廃業するなどの理由により、バリアフリー情報の公表を取り止める必要がある場合は、その旨を以下のいずれかの方法により、届出してください。
- なお、バリアフリー情報の公表が義務でない既存施設については、個別に事情を勘案し、公表の取り止めが可能な場合がありますので、まずは詳細について、本手引の問合せ先に御相談ください。

- ・ インターネットによる届出
（京都市情報館（本市HP）の電子届出フォーム）
- ・ 記入した「公表取り止め届」のFAXによる届出
- ・ 記入した「公表取り止め届」の郵送
- ・ 記入した「公表取り止め届」の持参

4 届出書の記入要領

- 項目ごとに届出書作成のポイントを記載しています。
- 「(1)」は、「新築等施設用(公表義務)の届出書」の記入要領です。
- 「(2)」は、「既存施設用(努力義務)の届出書」の記入要領です。
- 「新築等施設用(公表義務)の届出書」と「既存施設用(努力義務)の届出書」では、届出書の様式及び項目の掲載順が異なりますので御注意ください
- 各届出書を提出される際には、各々、本手引巻末に掲載されている参考資料3「公表届出書 新築等施設用(公表義務)記入例」及び参考資料4「公表届出書 既存施設用(努力義務)記入例」も併せて参考に御覧ください。

(1) 「新築等施設用(公表義務)の届出書」記入要領

	項目	記入上の留意点
1	施設の名称	・ 正式名称を明確に記載してください。 ・ アルファベットの英文字、小文字、スペースなど、見分けが付くように記載してください。 ・ ただし、ロゴや特殊な字体には対応できませんので御了承ください。
2	施設の所在地	・ 行政区から地名地番まで御記入ください。
3	施設の区分	・ 該当する施設の種別を選択し、☒を記入してください。
4	建築総床面積	・ 詳細が不明な場合、「約〇〇m²」と御記入ください。 ・ バックヤード部分やホテルと一体となったレストランなどの店舗部分も含めたものを御記入ください。
5	客室数	・ 施設利用者が宿泊できる客室の総数を記入してください。
6	うち、車椅子利用者用客室数	・ 法及び条例に規定される基準を満たす「車椅子利用者用客室」(18ページ参照)の客室数を御記入ください。 ・ 基準への適合が不明な場合は、施設利用希望者の誤解をまねかないよう「0」として、記入してください。
7	主な構造	・ 該当する主な建築物の構造を選択し、☒を記入してください。
8	階数	・ 地上と地下の階数を各々記入してください。
9	共用部分の設備及び室等の有無	・ 該当するものを選択し、☒を記入してください。(複数選択可能です。) ・ この欄は一般施設の有無について記入してください。バリアフリーに配慮した施設は別の欄にて記入してください。

		い。
10	宿泊施設の 開業年月	・ 開業年月もしくは開業予定年月を御記入ください。
11	バリアフリー 情報の公表年月日 (予定年月)	・ 自社でのバリアフリー情報の公表年月日(公表予定年月)を御記入ください。
12	バリアフリー 情報の公表方法	・ 自社でのバリアフリー情報の公表方法を御記入ください。 ・ 自社ホームページが無い場合は、宿泊予約サイトや帳場での配布物等へ掲載いただくなど、「その他」欄に具体的に御記入ください。
13	宿泊施設 のPR情報	・ 「宿泊施設のバリアフリーに関する概要」欄には、以下の事例を参考に事業者様が利用者の皆様に伝えたい情報(主にソフト面のバリアフリー情報)を自由に御記入ください。 ・ 施設利用希望者の中には、事前にどのような「バリア(障害)」があるかという情報を求めている方もたくさんおられます。 ・ 対応できない情報も含めて情報発信いただくことは施設利用者の不安解消にもつながりますので、御検討ください。 【事例1：ソフト面のバリアフリー対応充実の発信】 ・ 「館内用の車椅子の貸出を行っていますのでお気軽にお申し出ください。」 ・ 「御家族や介助者と利用することができる共用の貸切風呂があります。」など 【事例2：心のバリアフリー認定施設であることの発信】 ・ 「「心のバリアフリー認定施設」として観光庁から認められてます。施設の御利用に心配事などがあればお気軽に御相談ください。」など 【事例3：館内の「バリア(障害)」情報の発信】 ・ 「当館は、創業約〇〇年の木造旅館で玄関の上がり框に大きな段差がありますが、スタッフが介助しますので、お気軽にお申し出ください。」など
14	届出内容に 関する問合せ先	・ 届出内容について、京都市からお問合せが可能な連絡先を御記入ください。
15	公表可能な お問合せ先	・ 上記の問合せ先で、公表可能なものがあれば該当するものに ☒ を記入してください。
16	特定バリアフリー	・ 本手引の8ページ以降を御参照いただき、施設の概要を

	情報	御記入ください。
17	特定バリアフリー情報の緩和措置	・ 特定バリアフリー情報について、基準適合に関する「緩和の認定を受けた項目」を記載してください。 ・ また、項目毎に「安全かつ円滑に利用できるよう講じた代替措置」を記載してください。 ・ 当該代替措置については、お手元にある「制限の緩和に係る認定申請書」の副本（申請者控え用図書）に記載されている事項を記載してください。
18	ハード面の対応	・ 本手引 13～32 ページを御参照いただき、御記入ください。 ・ 当該事項の公表については任意ですが、できる限り自社のホームページ等で公表に努め、公表している事項について御記入ください。
19	ソフト面の対応	・ 本手引 33～41 ページを御参照いただき、御記入ください。 ・ 当該事項の公表については任意ですが、できる限り自社のホームページ等で公表に努め、公表している事項について御記入ください。
20	その他の施設情報	・ 本手引の 42，43 ページを御参照いただき、御記入ください。
21	最寄の観光エリア	・ 最寄の観光エリアで該当するものを 1 つ選択してください。
22	旅館業法に基づく許可番号及び許可年月日	・ お手持ちの「旅館業に基づく許可書」の「許可番号」及び「許可年月日」を御記入ください。

京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の届出書

(宛先) 京 都 市 長	年	月	日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)		
	氏 名 (法人名)		
	(代表者名)		
	電 話		

京都市建築物等のバリアフリーに関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称							
2 施設の所在地	区						
3 施設の区分	☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 簡易宿所						
4 建築総床面積	m ²	7 主な構造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 木造				
5 客室数	室		☐ その他 ()				
6 うち、 車椅子利用者用客室数	室		8 階数	地上 階, 地下 階			
9 共用部分の設備 及び室等の有無 ※有の場合は✓	☐ 駐車場 ☐ 案内所 (受付) ☐ 直接連絡可能なインターホン ☐ 便所 ☐ 浴場 ☐ レストラン, カフェ等 ☐ 宴会場 ☐ 会議室 ※バリアフリー情報は次頁以降						
10 施設の開業年月 ※開業前の場合は予定年月	(明治・大正・昭和・平成・令和・西暦)		年		月		
11 バリアフリー情報の公表年月日 (予定年月)	(明治・大正・昭和・平成・令和・西暦)		年		月		日
12 バリアフリー情報の公表方法	☐ インターネットの利用 (HP アドレス: _____) ☐ パンフレットその他これに類するものへの掲載 ☐ その他 ()						
13 宿泊施設の PR 情報 ※ バリアフリーに関する概要をはじめ、特に PR したい点を自由にご記入ください。	(例: 車椅子を利用される方も、館内をスムーズに移動していただけます。手話対応ができません。食事のアレルギー対応をご相談ください。など)						
14 届出内容に関する 問合せ先 ※ 名刺の添付でも可	・会社名						
	・担当者名						
	・郵便番号	—					
	・住所						
	・電話番号						
	・メールアドレス						
15 公表可能なお問合せ先	☐ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ その他 ()						

別紙
京都市バリアフリー条例第37条第1項に規定するバリアフリーに関する情報等の内容
※バリアフリー情報の内容の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文を示す。

以下の16特定バリアフリー情報は必ず公表していただくことが必要です。自社のホームページ等で施設の有無を全て公表していただくとともに、下記の表に施設の対応状況の有無を御記入ください。

16 特定バリアフリー情報（公表義務のあるもの）

項目	特定バリアフリー情報の内容	施設の有無
1 共用便所	・車椅子使用者用便所の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用することができるよう、腰掛便座及び手すりなどが適切に配置され、十分な空間・出入口が確保されている便所の有無 （政令第14条第1項第1号及び条例第25条第1項、第2項及び第3項に規定する便所の有無）	☐ ：有 ☐ ：無
	・オストメイトを設置した便所の有無 人工肛門又は人工膀胱を使用している方が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便所の有無 （政令第14条第1項第2号に規定する便所の有無）	☐ ：有 ☐ ：無
	・車椅子使用者の利用に配慮した便所の有無 腰掛便座及び手すりが適切配置され、車椅子使用者の利用（移乗）に配慮された空間が確保されている便所の有無 （条例別表2-4の項第8号に規定する便所の有無）	☐ ：有 ☐ ：無
2 共用浴室・シャワー室	・車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー及び手すり等が適切に配置され、十分な空間・出入口が確保されている浴室又はシャワー室の有無 （条例第26条第2項又は別表2-5の項第2号に規定する浴室等の有無）	☐ ：有 ☐ ：無
3 ホテル又は旅館の客室	・車椅子使用者用客室の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用できるよう、客室、出入口、便所、浴室及び通路等がバリアフリー化された客室の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・京都市バリアフリー客室の有無 高齢者、障害者及び妊産婦等の身体の機能の制限を受ける方や自立度の高い車椅子使用者の利用に配慮した一定の空間・出入口が確保された便所、浴室及び寝室が設けられた客室 （条例第27条第1項又は別表2-6の項に規定する客室の有無）	☐ ：有 ☐ ：無
4 駐車場	・駐車場の有無 ※建築物と同一の敷地内のものに限る。	☐ ：有 ☐ ：無
	・車椅子使用者用駐車場の有無 ※建築物と同一の敷地内のものに限る。	☐ ：有 ☐ ：無
5 道等から利用居室等までの経路	・床面の段差の有無 道及び車椅子使用者用駐車場等から利用居室（客室及び共用のレストラン等）に至る屋外通路、玄関及び施設内廊下における床面の段差の有無 （条例別表2-9の項第1号に規定する経路を構成する廊下等及び敷地内通路の床面の段差の有無）	☐ ：有 ☐ ：無 （有：該当するものに✓） ☐ ：屋外通路 ☐ ：玄関（上がり框） ☐ ：施設内廊下
	・（床面に段差がある場合）スロープ又はエレベーターなど段差解消対応の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・（階移動のための）エレベーターの有無	☐ ：有 ☐ ：無 （有：該当する場合✓） ☐ ：車椅子使用者対応 ☐ ：点字・音声案内付き
6 案内設備	・案内設備の有無 視覚障害者等が利用することができるインターホン又は触知案内板及びそれに至ることのできる点字ブロック等の敷設の有無	☐ ：有 ☐ ：無 （有：対応するものに✓） ☐ ：音声案内用インターホン ☐ ：触知案内板
	・案内所（施設内の受付）の有無	☐ ：有 ☐ ：無
7 子育て支援施設	・授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無	☐ ：有 ☐ ：無

上記の 16 特定バリアフリー情報の項目について、バリアフリー条例に基づき、建築物や敷地の状況上、または、利用の目的上やむを得ず、安全かつ円滑に利用できるよう代替措置を講じ、設置義務に係る緩和の認定を受けている場合は、その内容を自社のホームページで公表するとともに、以下にその内容を記載してください。

■17 特定バリアフリー情報の緩和措置（公表義務のあるもの）

特定バリアフリー情報について 緩和の認定を受けた項目	安全かつ円滑に利用できるよう講じた代替措置

以下の「18 ハード面の対応」、「19 ソフト面の対応」、「20 その他の施設情報」の公表は努力義務となりますが、できる限り自社のホームページ等で公表に努めてください。
また、以下の項目で自社のホームページ等で公表しているものについて御記入ください。

■18 ハード面の対応（努力義務）

項目	公表しているバリアフリー情報の内容	
8 共用便所	・手すり付洋式便所の有無（男女の別がある場合、各々での有無）	☐ ：有 ☐ ：無
9 主要な出入口の戸の構造及び有効幅	主要な出入口の戸の構造 ☐ ：自動ドア ☐ ：開き戸 ☐ ：引き戸 主要な出入口の戸の有効幅 ☐ ：80cm 以上 ☐ ：80cm 未満	
10 敷地内の通路及び共用廊下の有効幅	・敷地内通路の有効幅 120cm 以上 ・共用廊下の有効幅 120cm 以上	☐ ：有 ☐ ：無 ☐ ：有 ☐ ：無
11 一般客室 （3の客室以外の客室） ※代表的なものを記載してください。	・客室数	() 室
	・代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・客室の出入口の有効幅	() c m
	・客室内の通路の有効幅	() c m
	・便所等の水回りの出入口の有効幅	() c m
	・浴室又はシャワー室における手すりの設置の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・腰掛便座における手すりの設置の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・客室内の段差の有無（水回り除く。）	☐ ：有 ☐ ：無
	・客室内の便所等水回りの段差の有無	☐ ：有 ☐ ：無
	・客室内の段差解消のための措置の有無（仮設スロープ設置など）	☐ ：有 ☐ ：無
	・ベッド（寝具）の高さ（マットレス上面）※布団は対象外	() c m

■19 ソフト面の対応（努力義務）

項目	バリアフリー情報の内容	
12 備品の貸出・設備の設置	・施設内用車椅子の貸出	☐ ：有
	・ベビーカーの貸出	☐ ：有
	・シャワーチェアの貸出	☐ ：有
	・シャワー用車椅子の貸出	☐ ：有
	・浴室用滑り止めマットの貸出	☐ ：有
	・据え置き型スロープ（工事を伴わないもの）の利用	☐ ：有
	・据え置き型手すり（工事を伴わないもの）の利用	☐ ：有
	・室内信号装置の貸出（来客、電話、非常時のお知らせ用の情報伝達）	☐ ：有
	・文字対応TV及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置	☐ ：有
	・ファクシミリの貸出又は設置	☐ ：有
	・その他（)	

13 コミュニケーションサービス	・予約時及び宿泊時の電子メールによる対応	☐ ：有
	・予約時及び宿泊時のファックスによる対応	☐ ：有
	・筆談による対応	☐ ：有
	・手話による対応	☐ ：有
	・多言語による対応 対応可能な言語の種別	☐ ：有 語 語 語
	・その他（ ）	
14 案内等のサービス	・スタッフによる案内設備から客室内部までの人的誘導	☐ ：有
	・映像による施設の案内	☐ ：有
	・非常時の館内及び客室内への音声放送	☐ ：有
	・館内及び客室内へのフラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置	☐ ：有
	・その他（ ）	
15 その他のサービス	・家族や介助者と利用できる貸切風呂の設置	☐ ：有
	・個室での食事の提供対応	☐ ：有
	・円滑な往診等の対応が可能な医療施設との連携	☐ ：有
	・運営会社内の年1回以上のバリアフリーに関する社員研修の実施	☐ ：有
	・介護タクシーの呼び出し対応	☐ ：有
	・補助犬の受け入れ体制の充実に向けた取組	☐ ：有
	・その他（ ）	

■ 20 その他の施設情報

項目	内容	
1 バリアフリー関連	・みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付建築物である	☐ ：該当
	・心のバリアフリー認定施設である	☐ ：該当
	・シルバースター登録制度の登録施設である	☐ ：該当
	・京都ユニバーサル観光ナビ掲載施設である	☐ ：該当
2 文化・景観・歴史関連	・有形文化財である（国、京都府又は京都市による指定又は登録がある）	☐ ：該当
	・伝統的建造物群保存地区内の建築物である	☐ ：該当
	・景観重要建造物である	☐ ：該当
	・歴史的風致形成建造物である	☐ ：該当
	・歴史的意匠建造物である	☐ ：該当

■ 21 最寄の観光エリア

最寄の観光エリア	☐ 銀閣寺・平安神宮周辺	☐ 下鴨神社・三千院・鞍馬寺周辺
	☐ 金閣寺・北野天満宮・仁和寺周辺	☐ 清水寺・祇園周辺
	☐ 京都駅・東寺・三十三間堂周辺	☐ 二条城・京都御苑・晴明神社神社周辺
	☐ 山科・醍醐周辺	☐ 嵐山・天龍寺・桂周辺
	☐ 伏見	

■ 22 旅館業法に基づく許可番号及び許可年月日

旅館業法に基づく許可番号	第	号	許可年月日	年	月	日
--------------	---	---	-------	---	---	---

【確認事項】 ※届出内容の確認のため、追加資料の添付や現地確認をお願いすることがありますので、予め御了承ください。

(2) 「既存施設用（努力義務）の届出書」記入要領

	項目	記入上の留意点
1	施設の名称	- 正式名称を明確に記載してください。 - アルファベットの大文字、小文字、スペースなど、見分けが付くように記載してください。 - ただし、ロゴや特殊な字体には対応できませんので御了承ください。
2	施設の所在地	行政区から地名地番まで御記入ください。
3	施設の区分	該当する施設の種別を選択し、☒を記入してください。
4	建築総床面積	- 詳細が不明な場合、「約〇〇m²」と御記入ください。 - バックヤード部分やホテルと一体となったレストランなどの店舗部分も含めたものを御記入ください。
5	客室数	施設利用者が宿泊できる客室の総数を記入してください。
6	うち、車椅子利用者用客室数	- 法及び条例に規定される基準を満たす「車椅子利用者用客室」（18ページ参照）の客室数を御記入ください。 - 基準への適合が不明な場合は、施設利用希望者の誤解をまねかないよう「0」として、記入してください。
7	主な構造	該当する主な建築物の構造を選択し、☒を記入してください。
8	階数	地上と地下の階数を各々記入してください。
9	共用部分の設備及び室等の有無	- 該当するものを選択し、☒を記入してください。（複数選択可能です。） - この欄は一般施設の有無について記入してください。バリアフリーに配慮した施設は別の欄にて記入してください。
10	宿泊施設の開業年月	開業年月を御記入ください。
11	バリアフリー情報の公表年月日（予定年月）	自社でのバリアフリー情報の公表年月日（予定年月）を御記入ください。
12	バリアフリー情報の公表方法	- 自社でのバリアフリー情報の公表方法を御記入ください。 - 自社ホームページが無い場合は、宿泊予約サイトや帳場での配布物等へ掲載いただくなど、「その他」欄に具体的に御記入ください。
13	宿泊施設のPR情報	「宿泊施設のバリアフリーに関する概要」欄には、以下の事例を参考に事業者様が利用者の皆様に伝えたい情報（主にソフト面のバリアフリー情報）を自由に御記入ください。

		・ 施設利用希望者の中には、事前にどのような「バリア（障害）」があるかという情報を求めている方もたくさんおられます。 ・ 対応できない情報も含めて情報発信いただくことは施設利用者の不安解消にもつながりますので、御検討ください。 【事例１：ソフト面のバリアフリー対応充実の発信】 ・ 「館内用の車椅子の貸出を行っていますのでお気軽にお申し出ください。」 ・ 「御家族や介助者と利用することができる共用の貸切風呂があります。」など 【事例２：心のバリアフリー認定施設であることの発信】 ・ 「「心のバリアフリー認定施設」として観光庁から認定を受けています。施設の御利用に心配事などがあればお気軽に御相談ください。」など 【事例３：館内の「バリア（障害）」情報の発信】 ・ 「当館は、創業約〇〇年の木造旅館で玄関の上がり框に大きな段差がありますが、スタッフが介助しますので、お気軽にお申し出ください。」など
14	届出内容に関する問合せ先	・ 届出内容について、京都市からお問合せが可能な連絡先を御記入ください。
15	公表可能なお問合せ先	・ 上記の問合せ先で、公表可能なものがあれば該当するものに☒を記入してください。
16	ソフト面の対応	・ 本手引 3 3～4 1 ページを御参照いただき、自社ホームページ等で公表している項目を御記入ください。 ・ 当該事項の公表については任意ですが、できる限り自社のホームページ等で公表に努めてください。
17	ハード面の対応	・ 本手引 1 3～3 2 ページを御参照いただき、自社ホームページ等で公表している項目を御記入ください。 ・ 当該事項の公表については任意ですが、できる限り自社のホームページ等で公表に努めてください。
18	その他の施設情報	・ 本手引 4 2，4 3 ページを御参照いただき、御記入ください。
19	最寄の観光エリア	・ 最寄の観光エリアで該当するものを 1 つ選択してください。
20	旅館業法に基づく許可番号及び許可年月日	・ お手持ちの「旅館業に基づく許可書」の「許可番号」及び「許可年月日」を御記入ください。

京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の届出書

(宛先) 京 都 市 長		年		月		日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
	氏 名 (法人名)					
	(代表者名)					
	電 話					

京都市建築物等のバリアフリーに関する条例第38条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称							
2 施設の所在地	区						
3 施設の区分	☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 簡易宿所						
4 建築総床面積	m ²	7 主な構造		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 木造 ☐ その他 ()			
5 客室数	室						
6 うち、 車椅子使用者用客室数	室			8 階数	地上 階, 地下 階		
9 共用部分の設備 及び室等の有無 ※有の場合は✓	☐ 駐車場 ☐ 案内所 ☐ 直接連絡可能なインターホン ☐ 便所 ☐ 浴場 ☐ レストラン, カフェ等 ☐ 宴会場 ☐ 会議室 ※バリアフリー情報は別紙に記入とする						
10 施設の開業年月 ※開業前の場合は予定年月	(明治・大正・昭和・ 平成・令和・西暦)		年		月		
11 バリアフリー情報の 公表年月日 (予定年月)	(明治・大正・昭和・ 平成・令和・西暦)		年		月		日
12 バリアフリー情報の 公表方法	☐ インターネットの利用 (HP アドレス: _____) ☐ パンフレットその他これに類するものへの掲載 ☐ その他 ()						
13 宿泊施設の PR 情報 ※ バリアフリーに関する 概要をはじめ、特に PR し たい点を自由にご記入 ください。	(例: 眺望の良い風情ある旅館です。館内の利用でお困りごとがある場合はスタッフがお手伝いします。手話対応ができます, 食事のアレルギー対応ご相談ください。など)						
14 届出内容に関する 問合せ先 ※名刺の添付でも可	・ 会社名						
	・ 担当者名						
	・ 郵便番号						
	・ 住所						
	・ 電話番号						
	・ メールアドレス						
15 公表可能なお問合せ先	☐ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ その他 ()						

別紙 京都市バリアフリー条例第37条第2項に規定するバリアフリーに関する情報等の内容
 ※バリアフリー情報の内容の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文を示す。

自社のホームページ等で公表されているバリアフリー情報について、御記入ください。

■16 ソフト面の対応

項目	公表しているバリアフリー情報の内容	
1 備品の貸出・設備の設置	・施設内用車椅子の貸出	☐ ：有
	・ベビーカーの貸出	☐ ：有
	・シャワーチェア（入浴用いす）の貸出	☐ ：有
	・シャワー用車椅子の貸出	☐ ：有
	・浴室用滑り止めマットの貸出	☐ ：有
	・据え置き型スロープ（工事を伴わないもの）の利用	☐ ：有
	・据え置き型手すり（工事を伴わないもの）の利用	☐ ：有
	・室内信号装置の貸出（来客、電話、非常時のお知らせ用の情報伝達）	☐ ：有
	・文字対応TV及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置	☐ ：有
	・ファクシミリの貸出又は設置	☐ ：有
	・その他 〔 〕	
2 コミュニケーションサービス	・予約時及び宿泊時の電子メールによる対応	☐ ：有
	・予約時及び宿泊時のファックスによる対応	☐ ：有
	・筆談による対応	☐ ：有
	・手話による対応	☐ ：有
	・多言語による対応 対応可能な言語の種別	☐ ：有 _____ _____ _____ 語 語 語
	・その他 〔 〕	
3 案内等のサービス	・スタッフによる案内設備から客室内部までの人的誘導	☐ ：有
	・映像による施設の利用案内	☐ ：有
	・非常時の館内及び客室内への音声放送	☐ ：有
	・館内及び客室内へのフラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置	☐ ：有
	・その他 〔 〕	
4 その他のサービス	・家族や介助者と利用できる貸切風呂	☐ ：有
	・個室での食事の提供対応	☐ ：有
	・円滑な往診等の対応が可能な医療施設との連携	☐ ：有
	・運営会社内の年1回以上のバリアフリーに関する社員研修の実施	☐ ：有
	・介護タクシーの呼び出し対応	☐ ：有
	・補助犬の受け入れ体制の充実に向けた取組	☐ ：有
	・その他 〔 〕	

〔4枚中2枚目〕

■17 ハード面の対応

項目	公表しているバリアフリー情報の内容	
1 共用便所	・車椅子使用者用便所の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用することができるよう、腰掛便座及び手すりが適切に配置され、十分な空間・出入口が確保されている便所の有無 (政令第14条第1項第1号及び条例第25条第1項、第2項及び第3項に規定する便所の有無)	□：有 □：無
	・オストメイトを設置した便所の有無 人工肛門又は人工膀胱を使用している方が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便所の有無 (政令第14条第1項第2号に規定する便所の有無)	□：有 □：無
	・車椅子使用者の利用に配慮した便所の有無 腰掛便座及び手すりが適切に配置され、車椅子使用者の利用（移乗）に配慮された空間が確保されている便所の有無 (条例別表2-4の項第8号に規定する便所の有無)	□：有 □：無
	・手すり付洋式便所の有無 （男女の別がある場合、各々での有無）	□：有 □：無
	・車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー及び手すり等が適切に配置され、十分な空間・出入口が確保されている浴室又はシャワー室の有無 (条例第26条第2項又は別表2-5の項第2号に規定する浴室等の有無)	□：有 □：無
	・車椅子使用者用客室の有無 車椅子使用者などすべての人が円滑に利用できるよう、客室、出入口、便所、浴室及び通路等がバリアフリー化された客室の有無	□：有 □：無
3 ホテル又は旅館の客室	・京都市バリアフリー客室の有無 高齢者、障害者及び妊産婦等の身体の機能の制限を受ける方や自立度の高い車椅子使用者の利用に配慮した一定の空間・出入口が確保された便所、浴室及び寝室が設けられた客室 (条例第27条第1項又は別表2-6の項に規定する客室の有無)	□：有 □：無
	・駐車場の有無 ※建築物と同一の敷地内のものに限る。 ・車椅子使用者用駐車場の有無 ※建築物と同一の敷地内のものに限る。	□：有 □：無
4 駐車場	・床面の段差の有無 道及び車椅子使用者用駐車場等から利用居室（客室及び共用のレストラン等）に至る屋外通路、玄関及び施設内廊下における床面の段差の有無 (条例別表2-9の項第1号に規定する経路を構成する廊下等及び敷地内通路の床面の段差の有無)	□：有 □：無 (有：該当するものに✓) □：屋外通路 □：玄関（上がり框） □：施設内廊下
	・（床面に段差がある場合）スロープ又はエレベーターなど段差解消対応の有無	□：有 □：無
	・（階移動のための）エレベーターの有無	□：有 □：無 (有：該当する場合✓) □：車椅子使用者対応 □：点字・音声案内付き
5 道等から利用居室等までの経路	・案内設備の有無 視覚障害者等が利用することができるインターホン又は触知案内板及びそれに至ることのできる点字ブロック等の敷設の有無	□：有 □：無 (有：対応するものに✓) □：音声案内用インターホン □：触知案内板
	・案内所（施設内の受付）の有無	□：有 □：無
6 案内設備	・授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無	□：有 □：無
7 子育て支援施設		

項目	公表しているバリアフリー情報の内容	
8 主要な出入口の戸の構造及び有効幅	主要な出入口の戸の構造 ☐ : 自動ドア ☐ : 開き戸 ☐ : 引き戸 主要な出入口の戸の有効幅 ☐ : 80cm 以上 ☐ : 80cm 未満	
9 敷地内の通路及び共用廊下の有効幅	・敷地内通路の有効幅 120cm 以上 ・共用廊下の有効幅 120cm 以上	☐ : 有 ☐ : 無 ☐ : 有 ☐ : 無
10 一般客室 (3の客室以外の客室) ※代表的なものを記載してください。	・客室数	() 室
	・代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	☐ : 有 ☐ : 無
	・客室の出入口の有効幅	() cm
	・客室内の通路の有効幅	() cm
	・便所等の水回りの出入口の有効幅	() cm
	・浴室又はシャワー室における手すりの設置の有無	☐ : 有 ☐ : 無
	・腰掛便座における手すりの設置の有無	☐ : 有 ☐ : 無
	・客室内の段差の有無 (水回り除く。)	☐ : 有 ☐ : 無
	・客室内の便所等水回りの段差の有無	☐ : 有 ☐ : 無
	・客室内の段差解消のための措置の有無 (仮設スロープ設置など)	☐ : 有 ☐ : 無
・ベッド (寝具) の高さ (マットレス上面) ※布団は対象外	() cm	

■18 その他の施設情報

項目	公表している内容	
1 バリアフリー関連	・みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付建築物である	☐ : 該当
	・心のバリアフリー認定施設である	☐ : 該当
	・シルバースター登録制度の登録施設である	☐ : 該当
	・京都ユニバーサル観光ナビ掲載施設である	☐ : 該当
2 文化・景観・歴史関連	・有形文化財である (国、京都府又は京都市による指定又は登録がある)	☐ : 該当
	・伝統的建造物群保存地区内の建築物である	☐ : 該当
	・景観重要建造物である	☐ : 該当
	・歴史的風致形成建造物である	☐ : 該当
	・歴史的意匠建造物である	☐ : 該当

■19 最寄の観光エリア

最寄の観光エリア	☐ 銀閣寺・平安神宮周辺	☐ 下鴨神社・三千院・鞍馬寺周辺
	☐ 金閣寺・北野天満宮・仁和寺周辺	☐ 清水寺・祇園周辺
	☐ 京都駅・東寺・三十三間堂周辺	☐ 二条城・京都御苑・晴明神社周辺
	☐ 山科・醍醐周辺	☐ 嵐山・天龍寺・桂周辺
	☐ 伏見	

■ 20 旅館業法に基づく許可番号及び許可年月日

旅館業法に基づく許可番号	第	号	許可年月日	年	月	日
--------------	---	---	-------	---	---	---

【確認事項】※届出内容の確認のため、追加資料の添付や現地確認をお願いすることがありますので、予め御了承ください。

5 インターネットによる届出要領

- インターネットによる届出のポイントを記載しています。
- インターネットにより届出書を提出される際にも、本手引の入力要領を御確認ください。
- 「新築等施設用（公表義務）」の入力要領は（3）を御覧ください。
- 「既存施設用（努力義務）」の入力要領は（4）を御覧ください。

（1） 届出システム御利用の際の留意点

- ・ 京都市情報館（本市ホームページ）の届出ページは操作可能時間が制限されており、約60分（PC環境により前後します）を超えるとタイムアウトにより、届出ができなくなってしまう。
- ・ つきましては、事前に届出項目を確認し、回答に必要な資料をお手元に御準備いただくことをお勧めいたします。
- ・ また、システム上のタイムアウトに備えて、御利用のパソコンの word 等のテキスト作成ソフト上に作成済みのテキストをコピーするなどにより、適宜御対応いただければ幸いです。
- ・ 回答いただくページは全5ページです。

（2） 電子届出のリンク掲載ホームページ

- 京都市情報館（本市ホームページ）の届出ページのURLは、以下のとおりです。
- URL： <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000289023.html>
- 以下のキーワードでホームページを検索いただくこともできます。
- | | | | |
|-----|--------|------|----|
| 京都市 | バリアフリー | 公表制度 | 届出 |
|-----|--------|------|----|

検索



電子届出のリンク掲載HP
京都市情報館
(京都市宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度)

(3) 「新築等施設用（公表義務）の電子届出フォーム」入力要領

【1 ページ目】

1 届出者の概要		
	項目	記載上の留意点
(1)	届出者の住所	・ 住所，法人にあっては主たる事務所の所在地を入力してください。
(2)	届出者の氏名	・ 法人にあっては名称を入力してください。
(3)	届出者の氏名	・ 法人にあっては代表者名を入力してください。 ・ 法人以外はこの欄は入力不要です。
(4)	届出者の電話番号	・ 電話番号を入力してください。
2 届出内容に関する問合せ先		
(1)	会社名	・ 法人の名称を入力してください
(2)	担当者名	・ 所属及び職名も入力してください。
(3)	郵便番号	・ 「000－0000」と入力してください。「〒」は記載不要です。
(4)	住所	・ 都道府県から地名地番を入力してください。
(5)	電話番号	・ 担当者につながる電話番号を入力してください。
(6)	メールアドレス	・ 明確に入力してください。 ・ アルファベットの大文字，小文字，スペースなど，見分けが付くように入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用ページ】

令和3年10月1日から開始した宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。
ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

1.届出者の概要

必須 200文字以内で入力してください。

(1) 届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の氏名（法人にあつては名称）

(3) 届出者の氏名（法人にあつては代表者名）※法人以外は記入不要

(4) 届出者の電話番号

2.届出内容に関する問合せ先（空欄の場合は届出者に直接お問合せさせていただく場合があります。）

100文字以内で入力してください。

(1) 会社名

(2) 担当者名（所属及び職名含む。）

(3) 郵便番号（半角で「000-0000」のように回答してください。）

(4) 住所

(5) 電話番号（担当者につながる電話番号としてください。）

(6) メールアドレス

次へ

【2 ページ目】

3～4 宿泊施設の概要（その1）		
	項目	記載上の留意点
(1)	宿泊施設の名称	- 正式名称を明確に入力してください。 - アルファベットの大文字、小文字、スペースなど、見分けが付くように入力してください。
(2)	宿泊施設の所在地 (行政区)	- 行政区を入力してください。 「中京区」などの行政区のみを入力してください。 「京都市」は不要です。
(3)	宿泊施設の所在地 (地名地番)	地名地番を入力してください。
(4)	客室数	施設利用者が宿泊できる客室の総数を入力してください。
(5)	車椅子利用者用客室数	- 法及び条例に規定される基準を満たす「車椅子利用者用客室」（18 ページ参照）の客室数を御記入ください。 - 基準への適合が不明な場合は、施設利用希望者の混乱をまねかないよう「0」として、入力してください。
(6)	旅館業法に基づく許可番号	お手持ちの旅館業法に基づく許可書の「許可番号」を入力してください。
(7)	旅館業法に基づく許可年月日	お手持ちの旅館業法に基づく許可書の「許可年月日」を入力してください。
(8)	最寄の観光エリア	該当するものを1つ選択してください。
5 宿泊施設の概要（その2）		
	宿泊施設のPR 情報	バリアフリー情報等、特にPR したい点を入力してください。 (自由記入 (約200 字程度としてください。))
6 宿泊施設の概要（その3）		
	宿泊施設の概要 (その3)	宿泊施設の区分を選択してください。 ※ 必ず選択してください。
7～9 宿泊施設の概要（その4）		
(1)	宿泊施設の開業年月	開業年月もしくは開業予定年月を入力してください。
(2)	バリアフリー情報の公表年月日 (予定年月)	自社でのバリアフリー情報の公表年月日 (予定年月) を入力してください。
(3)	バリアフリー	自社でのバリアフリー情報の公表方法を入力してください。

	情報の公表方法 (その1)	い。 ・ 自社ホームページが無い場合は、宿泊予約サイトや帳場での配布物等への掲載を実施いただき、具体的に入力してください。
(4)	バリアフリー 情報の公表方法 (その2)	・ 自社でのバリアフリー情報の公表方法がホームページである場合、ホームページの URL を入力してください。
(5) ～ (7)	宿泊施設に関する お問合せ先 (その1) ～ (その3)	・ 公開できるお問合せ先 (TEL, FAX又はメール) があれば入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用ページ】

令和3年10月1日から開始した宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。
ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。
事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

3. 宿泊施設の概要（その1）

必須 200文字以内で入力してください。

(1) 宿泊施設の名称

(2) 宿泊施設の所在地（行政区（「中京区」など）

(3) 宿泊施設の所在地（地名地番（「〇〇町〇番」など）

(4) 客室数（単位：室）

(5) 車椅子使用者用客室数（単位：室）

(6) 旅館業法に基づく許可番号（記入例：第〇〇号）

(7) 旅館業法に基づく許可年月日（記入例：令和3年10月1日）

4. 宿泊施設の概要（その1）

(8) 最寄の観光エリア

1個以下で選択してください。

- ☐ 銀閣寺・平安神宮周辺
- ☐ 下鴨神社・三千院・鞍馬寺周辺
- ☐ 金閣寺・北野天満宮・仁和寺周辺
- ☐ 清水寺・祇園周辺
- ☐ 京都駅・東寺・三十三間堂周辺
- ☐ 二条城・京都御苑・清明神社周辺
- ☐ 山科・醍醐周辺
- ☐ 嵐山・天龍寺・桂周辺
- ☐ 伏見

5. 宿泊施設の概要（その2）

200文字以内で入力してください。

宿泊施設のPR情報（バリアフリー情報等，特にPRしたい点を自由に記入してください。（最大約200字程度））

6. 宿泊施設の概要（その3）※選択必須

☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 簡易宿所

7. 宿泊施設の概要（その4）

100文字以内で入力してください。

（1）宿泊施設の開業年月（予定年月）（記入例：令和3年10月）

（2）バリアフリー情報の公表年月日（予定年月）（記入例：令和3年10月1日）

8. 宿泊施設の概要（その4）

（3）バリアフリー情報の公表の方法（その1）

必須

☐ インターネットの利用

☐パンフレット

☐ その他

9. 宿泊施設の概要（その4）

100文字以内で入力してください。

（4）バリアフリー情報の公表の方法（その2） ※インターネットの場合，該当URLを記入してください。その他は空欄としてください。

（5）宿泊施設に関するお問合せ先（その1）（公表可能なTEL番号）

（6）宿泊施設に関するお問合せ先（その2）（公表可能なFAX番号）

（7）宿泊施設に関するお問合せ先（その3）（公表可能なEメールアドレス）

戻る

次へ

【3 ページ目】

10～11 建築物の概要（その1）		
	項目	記載上の留意点
(1)	建築総床面積	・ 詳細が不明な場合は「約〇〇m ² 」と入力して構いません。
(2)	階数	・ 「地上〇階，地下〇階」と入力してください。
(3)	主な構造	・ 「鉄筋コンクリート造」「鉄骨造」等と選択，若しくは，入力してください。
12 その他の施設情報		
・ 該当するものを全て選択してください。（複数選択可能です。）		



現在位置： [トップページ](#) 【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用ページ】

令和3年10月1日から開始した宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

10. 建築物の概要（その1）

100文字以内で入力してください。

（1）建築総床面積（単位：約〇m²） ※一の位を繰り上げて整数としてください。

（2）階数（記入例：地上〇階，地下〇階）

11. 建築物の概要（その1）

（3）主な構造

1個以下で選択してください。

☐ 鉄筋コンクリート造

☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造

☐ 鉄骨造

☐ 木造

☐ その他

12. その他の施設情報

該当するものがあれば選択してください。

9個以下で選択してください。

☐ 「みやこユニバーサル優良建築物マーク交付建築物」

☐ 「心のバリアフリー認定施設」

☐ 「シルバースター登録制度の登録施設」

☐ 「京都ユニバーサル観光ナビ掲載施設」

☐ 「有形文化財」（国，京都府又は京都市による指定又は登録がある）

☐ 「伝統的建造物群保存地区内の建築物」

☐ 「景観重要建造物」

☐ 「歴史的風致形成建造物」

☐ 「歴史的意匠建造物」

[戻る](#)

[次へ](#)

【 4 ページ目】

<u>1 3 ～ 2 9 特定バリアフリー情報</u>	
<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
特定 バリアフリー 情報	・ 本手引 8 ページ以降を御参照いただき，入力してください。 ・ 公表義務のある情報です。必ず入力してください。
<u>3 0 特定バリアフリー情報の緩和措置</u>	
特定 バリアフリー 情報の 緩和措置	・ 本手引 3 2 ページを御参照いただき，入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用ページ】

令和3年10月1日から開始した宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

13.【特定バリアフリー情報】（1）共用の便所（その1）

『 車椅子使用者用便房 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

14.【特定バリアフリー情報】（1）共用の便所（その2）

『 車椅子使用者の利用に配慮した便房 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

15.【特定バリアフリー情報】（1）共用の便所（その3）

『 オストメイトを設置した便房 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

16.【特定バリアフリー情報】（2）共用浴室・シャワー室

『 車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

17.【特定バリアフリー情報】（3）ホテル又は旅館の客室（その1）

『 車椅子使用者用客室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

18.【特定バリアフリー情報】（3）ホテル又は旅館の客室（その2）

『 京都市バリアフリー客室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

19.【特定バリアフリー情報】（4）駐車場（その1）

『 駐車場 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

20.【特定バリアフリー情報】(4) 駐車場 (その2)

『 車椅子使用者用駐車場 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

21.【特定バリアフリー情報】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その1-1)

『 床面の段差 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

22.【特定バリアフリー情報】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その1-2)

(上記の床面の段差『 有 』の場合)

該当する場所を選択してください。

3個以下で選択してください。

☐ 屋外通路

☐ 玄関 (上がり框)

☐ 施設内廊下

23.【特定バリアフリー情報】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その2)

(床面に段差がある場合)

『 スロープ又はエレベータなど段差解消対応 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

24.【特定バリアフリー情報】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その3-1)

(階移動のための)

『 エレベーター 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

25.【特定バリアフリー情報】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その3-2)

(上記のエレベーター『 有 』の場合)

該当するものを選択してください。

2個以下で選択してください。

☐ 車椅子使用者対応

☐ 点字・音声案内付

26.【特定バリアフリー情報】(6) 案内設備 (その1-1)

『 案内設備 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

27.【特定バリアフリー情報】(6) 案内設備 (その1-2)

(案内設備が『 有 』の場合)

該当するものを選択してください。

2個以下で選択してください。

☐ 音声案内用インターホン

☐ 聴知案内板

28.【特定バリアフリー情報】(6) 案内設備 (その2)

『 案内所 (施設内の受付) 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

29.【特定バリアフリー情報】(7) 子育て支援施設

『 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設 』の有無

☐ 有 / ☐ 無

30. 特定バリアフリー情報の緩和措置

100文字以内で入力してください。

特定バリアフリー情報について緩和の認定を受けた項目 (その1)

安全かつ円滑に利用できるよう講じた代替措置 (その1)

特定バリアフリー情報について緩和の認定を受けた項目 (その2)

安全かつ円滑に利用できるよう講じた代替措置 (その2)

特定バリアフリー情報について緩和の認定を受けた項目 (その3)

安全かつ円滑に利用できるよう講じた代替措置 (その3)

戻る

次へ

【5 ページ目】

<u>3 1 ～ 4 5 ハード面の対応（努力義務）</u>	
<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
ハード面の 対応	・ 本手引 1 3 ～ 3 2 ページを御参照いただき，入力してください。
<u>4 6 ～ 5 0 ソフト面の対応（努力義務）</u>	
ソフト面の 対応	・ 本手引 3 3 ～ 4 1 ページを御参照いただき，入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用（公表義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【新築等施設用ページ】

令和3年10月1日から開始した宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

31.【ハード面の対応】（8）共用の便所

『 手すり付洋式便所 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

32.【ハード面の対応】（9）主要な出入口の戸の構造及び有効幅

2個以下で選択してください。

☐ 【戸の構造】自動ドア

☐ 【戸の構造】開き戸

☐ 【戸の構造】引き戸

☐ 【戸の有効幅】80cm以上

☐ 【戸の有効幅】80cm未満

☐ 非公表

33.【ハード面の対応】（10）敷地内の通路及び共用廊下の有効幅（その1）

敷地内の通路の有効幅120cm以上

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

34.【ハード面の対応】（10）敷地内の通路及び共用廊下の有効幅（その2）

共用廊下の有効幅120cm以上

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

35.【ハード面の対応】（11）一般客室（その1）

『 客室数 』

10文字以内で入力してください。（半角数字）

室数を入力してください。（単位：室、「10」など）

36.【ハード面の対応】（11）一般客室（その2）

『 代表的な間取りを表示した平面図の公表 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

37.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その3)

『 客室の出入口の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください。(単位: cm, 「80」など)

38.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その4)

『 客室内の通路の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください入力してください。(単位: cm, 「80」など)

39.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その5)

『 便所等の水回りの出入口の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください入力してください。(単位: cm, 「75」など)

40.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その6)

『 浴室又はシャワー室における手すりの設置 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

41.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その7)

『 腰掛便座における手すりの設置 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

42.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その8)

『 客室内の段差(水回り設備の出入口前後除く) 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

43.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その9)

『 客室内の便所等水回りの段差 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

44.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その10)

『 客室内の段差解消のための措置 』の有無(仮設スロープなど)

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

45.【ハード面の対応】(11) 一般客室 (その11)

『 ベッド(寝具)の高さ(マットレス上面) 』※布団の場合は入力不要

10文字以内で入力してください。(半角数字)

ベッドのマットレス上面の「床からの高さ」を入力してください。(単位: cm, 「45」など)

46.【ソフト面の対応】

(1) 備品の貸出・設備の設置

11個以下で選択してください。

- ☐ 施設内用車椅子の貸出をしている
- ☐ ベビーカーの貸出をしている
- ☐ シャワーチェア（入浴用いす）の貸出をしている
- ☐ シャワー用車椅子の貸出をしている
- ☐ 浴室用滑止めマットの貸出をしている
- ☐ 据え置き型スロープ（工事を伴わないもの）を利用している
- ☐ 据え置き型手すり（工事を伴わないもの）を利用している
- ☐ 室内信号装置の貸出をしている（来客，電話，非常時のお知らせ用）
- ☐ 文字対応TV等の貸出又は設置をしている
- ☐ ファクシミリの貸出又は設置をしている
- ☐ その他（自由記述）

47.【ソフト面の対応】

(2-1) コミュニケーションサービス

6個以下で選択してください。

- ☐ 予約時等の電子メールによる対応を実施している
- ☐ 予約時等のFAXによる対応を実施している
- ☐ 受付時の筆談による対応を実施している
- ☐ 受付時の手話による対応を実施している
- ☐ 予約時等の多言語による対応を実施している
- ☐ その他（自由記述）

48.【ソフト面の対応】

(2-2) コミュニケーションサービス

※上記の多言語対応を実施している場合のみ回答してください。

4個以下で選択してください。

- ☐ 英語
- ☐ 中国語
- ☐ 韓国語
- ☐ その他

49.【ソフト面の対応】

(3) 案内等のサービス

5個以下で選択してください。

- ☐ 案内設備から客室までの誘導できるスタッフが常駐している
- ☐ 映像による施設の利用案内を実施している
- ☐ 非常時の館内及び客室内への音声放送を実施している
- ☐ 非常時の館内及び客室内にフラッシュライト等の火災報知機（光警報装置）を設置している
- ☐ その他

50.【ソフト面の対応】

(4) その他のサービス

7個以下で選択してください。

- ☐ 家族や介助者と利用できる貸切風呂がある
- ☐ 個室での食事の提供対応を実施している
- ☐ 円滑な往診が可能な医療施設と連携している
- ☐ 運営会社内の年1回以上のバリアフリーに関する社員研修を実施している
- ☐ 介護タクシーの呼び出し対応を実施している
- ☐ 補助犬の受入れ体制を充実している
- ☐ その他

戻る

次へ

(c) City of Kyoto. All rights reserved.

(4) 「既存施設用（努力義務）の電子届出フォーム」入力要領

【1 ページ目】

1 届出者の概要		
	<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
(1)	届出者の住所	・ 住所，法人にあっては主たる事務所の所在地を入力してください。
(2)	届出者の氏名	・ 法人にあっては名称を入力してください。
(3)	届出者の氏名	・ 法人にあっては代表者名を入力してください。 ・ 法人以外はこの欄は入力不要です。
(4)	届出者の電話番号	・ 電話番号を入力してください。
2 届出内容に関する問合せ先		
(1)	会社名	・ 法人の名称を入力してください
(2)	担当者名	・ 所属及び職名も入力してください。
(3)	郵便番号	・ 「000－0000」と入力してください。「〒」は記載不要です。
(4)	住所	・ 都道府県から地名地番を入力してください。
(5)	電話番号	・ 担当者につながる電話番号を入力してください。
(6)	メールアドレス	・ 明確に入力してください。 ・ アルファベットの大文字，小文字，スペースなど，見分けが付くように入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用ページ】

令和3年10月1日から開始している宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

1.届出者の概要

必須 200文字以内で入力してください。

(1) 届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の氏名（法人にあつては名称）

(3) 届出者の氏名（法人にあつては代表者名）※法人以外は記入不要

(4) 届出者の電話番号

2.届出内容に関する問合せ先（空欄の場合は届出者に直接お問合せさせていただく場合があります。）

100文字以内で入力してください。

(1) 会社名

(2) 担当者名（所属及び職名含む。）

(3) 郵便番号（半角で「000-0000」のように回答してください。）

(4) 住所

(5) 電話番号（担当者につながる電話番号としてください。）

(6) メールアドレス

次へ

【2 ページ目】

3～4 宿泊施設の概要（その1）		
	項目	記載上の留意点
(1)	宿泊施設の名称	- 正式名称を明確に入力してください。 - アルファベットの大文字、小文字、スペースなど、見分けが付くように入力してください。
(2)	宿泊施設の所在地 (行政区)	- 行政区を入力してください。 「中京区」などの行政区のみ入力してください。 「京都市」は不要です。
(3)	宿泊施設の所在地 (地名地番)	- 地名地番を入力してください。 「〇〇町〇番」などと入力してください。
(4)	客室総数	施設利用者が宿泊できる客室の総数を入力してください。
(5)	車椅子利用者用客室総数	- 法及び条例に規定される基準を満たす「車椅子利用者用客室」（18 ページ参照）の客室数を御記入ください。 - 基準への適合が不明な場合は、施設利用希望者の混乱をまねかないよう「0」として、入力してください。
(6)	旅館業法に基づく許可番号	お手持ちの旅館業法に基づく許可書の「許可番号」を入力してください。
(7)	旅館業法に基づく許可年月日	お手持ちの旅館業法に基づく許可書の「許可年月日」を入力してください。
(8)	最寄の観光エリア	該当するものを1つ選択してください。
5 宿泊施設の概要（その2）		
	宿泊施設のPR 情報	バリアフリー情報等、特にPR したい点を入力してください。 (自由記入 (約200 字程度としてください。))
6 宿泊施設の概要（その3）		
	宿泊施設の概要（その3）	宿泊施設の区分を選択してください。
7～9 宿泊施設の概要（その4）		
(1)	宿泊施設の開業年月	開業年月を入力してください。
(2)	バリアフリー情報の公表年月日 (予定年月)	自社でのバリアフリー情報の公表年月日 (予定年月) を入力してください。
(3)	バリアフリー情報の公表方法 (その1)	- 自社でのバリアフリー情報の公表方法を入力してください。 - 自社ホームページが無い場合は、宿泊予約サイトや帳場での配布物等への掲載を実施いただき、具体的に入力してください。
(4)	バリアフリー情報の公表方法 (その2)	自社でのバリアフリー情報の公表方法がホームページである場合、ホームページの URL を入力してください。
(5)～(7)	宿泊施設に関するお問合せ先	公開できるお問合せ先があれば入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用ページ】

令和3年10月1日から開始している宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

3. 宿泊施設の概要（その1）

必須 200文字以内で入力してください。

(1) 宿泊施設の名称

(2) 宿泊施設の所在地（行政区（「中京区」など））

(3) 宿泊施設の所在地（地名地番「〇〇町〇番」など）

(4) 客室数（単位：室）

(5) 車椅子使用者用客室数（単位：室）

(6) 旅館業法に基づく許可番号（記入例：第〇〇号）

(7) 旅館業法に基づく許可年月日（記入例：令和3年10月1日）

4. 宿泊施設の概要（その1）

(8) 最寄の観光エリア

1個以下で選択してください。

- ☐ 銀閣寺・平安神宮周辺
- ☐ 下鴨神社・三千院・鞍馬寺周辺
- ☐ 金閣寺・北野天満宮・仁和寺周辺
- ☐ 清水寺・祇園周辺
- ☐ 京都駅・東寺・三十三間堂周辺
- ☐ 二条城・京都御苑・晴明神社周辺
- ☐ 山科・醍醐周辺
- ☐ 嵐山・天龍寺・桂周辺
- ☐ 伏見

5. 宿泊施設の概要（その2）

200文字以内で入力してください。

宿泊施設のPR情報（バリアフリー情報等，特にPRしたい点を自由に記入してください。（最大約200字程度））

6. 宿泊施設の概要（その3）※選択必須

☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 簡易宿所

7. 宿泊施設の概要（その4）

必須 100文字以内で入力してください。

（1）宿泊施設の開業年月（予定年月）（記入例：令和3年10月）

（2）バリアフリー情報の公表年月日（予定年月）（記入例：令和3年10月1日）

8. 宿泊施設の概要（その4）

（3）バリアフリー情報の公表の方法その1

必須

☐ ホームページ

☐パンフレット

☐ その他

9. 宿泊施設の概要（その4）

100文字以内で入力してください。

（4）バリアフリー情報の公表の方法（その2）※インターネットの場合，該当URLを記入してください。その他は空欄としてください。

（5）宿泊施設に関するお問合せ先（その1）（公表可能なTEL番号）

（6）宿泊施設に関するお問合せ先（その2）（公表可能なFAX番号）

（7）宿泊施設に関するお問合せ先（その3）（公表可能なEメールアドレス）

戻る

次へ

【3 ページ目】

10～11 建築物の概要		
	<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
(1)	建築総床面積	・ 詳細が不明な場合は「約〇〇m2」と入力して構いません。
(2)	階数	・ 「地上〇階，地下〇階」と入力してください。
(3)	主な構造	・ 「鉄筋コンクリート造」「鉄骨造」等と選択，若しくは，入力してください。
12 その他の施設情報		
・ 該当するものを全て選択してください。（複数選択可能です。）		



現在位置： [トップページ](#) 【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用ページ】

令和3年10月1日から開始している宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。

ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

10. 建築物の概要

100文字以内で入力してください。

(1) 建築総床面積（単位：約〇m²） ※一の位を繰り上げて整数としてください。

(2) 階数（記入例：地上〇階，地下〇階）

11. 建築物の概要

(3) 主な構造

1個以下で選択してください。

☐ 鉄筋コンクリート造

☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造

☐ 鉄骨造

☐ 木造

☐ その他

12. その他の施設情報

該当するものがあれば選択してください。

9個以下で選択してください。

☐ 「みやこユニバーサル優良建築物マーク交付建築物」

☐ 「心のバリアフリー認定施設」

☐ 「シルバースター登録制度の登録施設」

☐ 「京都ユニバーサル観光ナビ掲載施設」

☐ 「有形文化財」（国，京都府又は京都市による指定又は登録がある）

☐ 「伝統的建造物群保存地区内の建築物」

☐ 「景観重要建造物」

☐ 「歴史的風致形成建造物」

☐ 「歴史的意匠建造物」

[戻る](#)

[次へ](#)

【 4 ページ目】

<u>1 3 ～ 1 7 ソフト面の対応</u>	
<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
ソフト面の 対応	・ 本手引 3 3 ～ 4 1 ページを御参照いただき，入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用ページ】

令和3年10月1日から開始している宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。
ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

13.【ソフト面の対応】

（1）備品の貸出・設備の設置

11個以下で選択してください。

- ☐ 施設内用車椅子の貸出をしている
- ☐ ベビーカーの貸出をしている
- ☐ シャワーチェア（入浴用いす）の貸出をしている
- ☐ シャワー用車椅子の貸出をしている
- ☐ 浴室用滑止めマットの貸出をしている
- ☐ 据え置き型スロープ（工事を伴わないもの）を利用している
- ☐ 据え置き型手すり（工事を伴わないもの）を利用している
- ☐ 室内信号装置の貸出をしている（来客、電話、非常時のお知らせ用）
- ☐ 文字対応TV等の貸出又は設置をしている
- ☐ ファクシミリの貸出又は設置をしている
- ☐ その他（自由記述）

14.【ソフト面の対応】

（2-1）コミュニケーションサービス

6個以下で選択してください。

- ☐ 予約時等の電子メールによる対応を実施している
- ☐ 予約時等のFAXによる対応を実施している
- ☐ 受付時の筆談による対応を実施している
- ☐ 受付時の手話による対応を実施している
- ☐ 予約時等の多言語による対応を実施している
- ☐ その他（自由記述）

15.【ソフト面の対応】

（2-2）コミュニケーションサービス

※上記の多言語対応を実施している場合のみ回答してください。

4個以下で選択してください。

- ☐ 英語
- ☐ 中国語

☐ 韓国語

☐ その他

16.【ソフト面の対応】

(3) 案内等のサービス

5個以下で選択してください。

☐ 案内設備から客室までの誘導できるスタッフが常駐している

☐ 映像による施設の利用案内を実施している

☐ 非常時の館内及び客室内への音声放送を実施している

☐ 非常時の館内及び客室内にフラッシュライト等の火災報知機（光警報装置）を設置している

☐ その他

17.【ソフト面の対応】

(4) その他のサービス

7個以下で選択してください。

☐ 家族や介助者と利用できる貸切風呂がある

☐ 個室での食事の提供対応を実施している

☐ 円滑な往診が可能な医療施設と連携している

☐ 運営会社内の年1回以上のバリアフリーに関する社員研修を実施している

☐ 介護タクシーの呼び出し対応を実施している

☐ 補助犬の受入れ体制を充実している

☐ その他

[戻る](#)

[次へ](#)

【5 ページ目】

<u>1 8 ～ 4 9 ハード面の対応</u>	
<u>項目</u>	<u>記載上の留意点</u>
ハード面の 対応	・ 本手引 1 3 ～ 3 2 ページを御参照いただき，入力してください。

現在位置： [トップページ](#) 【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用（努力義務）】京都市バリアフリー条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表の電子届出

【既存施設用ページ】

令和3年10月1日から開始している宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の電子届出のページです。
ページ数は全5ページです。

【注意事項】

電子届出フォームの回答はシステム上の時間制限により、【約60分程度（御利用のブラウザにより前後します。）】で回答を完了させていただく必要があります。

事前に、届出内容及び届出方法を手引にて御参照のうえ、【回答をお手元に御準備いただいてからの御利用】をお願いします。

18.【ハード面の対応】（1）共用の便所（その1）

『 車椅子使用者用便所 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

19.【ハード面の対応】（1）共用の便所（その2）

『 車椅子使用者の利用に配慮した便所 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

20.【ハード面の対応】（1）共用の便所（その3）

『 オストメイトを設置した便所 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

21.【ハード面の対応】（1）共用の便所（その4）

『 手すり付洋式便所 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

22.【ハード面の対応】（2）共用浴室・シャワー室

『 車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

23.【ハード面の対応】（3）ホテル又は旅館の客室（その1）

『 車椅子使用者用客室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

24.【ハード面の対応】（3）ホテル又は旅館の客室（その2）

『 京都市バリアフリー客室 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表（既存施設のみ選択可）

25.【ハード面の対応】(4) 駐車場 (その1)

『 駐車場 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

26.【ハード面の対応】(4) 駐車場 (その2)

『 車椅子使用者用駐車場 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

27.【ハード面の対応】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その1-1)

『 床面の段差 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

28.【ハード面の対応】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その1-2)

(上記の床面の段差『 有 』の場合)

該当するものを選択してください。

3個以下で選択してください。

☐ 屋外通路

☐ 玄関 (上がり框)

☐ 施設内廊下

29.【ハード面の対応】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その2)

(床面に段差がある場合)

『 スロープ又はエレベーターなど段差解消対応 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

30.【ハード面の対応】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その3-1)

(階移動のための)

『 エレベーター 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

31.【ハード面の対応】(5) 道等から利用居室等までの経路 (その3-2)

(上記のエレベーター『 有 』の場合)

該当するものを選択してください。

2個以下で選択してください。

☐ 車椅子使用者対応

☐ 点字・音声案内付

32.【ハード面の対応】(6) 案内設備 (その1-1)

『 案内設備 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

33.【ハード面の対応】(6) 案内設備 (その1-2)

(案内設備が『 有 』の場合)

該当するものを選択してください。

2個以下で選択してください。

☐ 音声案内用インターホン

☐ 蝕知案内板

34.【ハード面の対応】(6) 案内設備 (その2)

『 案内所 (施設内の受付) 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

35.【ハード面の対応】(7) 子育て支援施設

『 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表 (既存施設のみ選択可)

36.【ハード面の対応】(8) 主要な出入口の戸の構造及び有効幅

2個以下で選択してください。

☐ 【戸の構造】自動ドア

☐ 【戸の構造】開き戸

☐ 【戸の構造】引き戸

☐ 【戸の有効幅】80cm以上

☐ 【戸の有効幅】80cm未満

☐ 非公表

37.【ハード面の対応】(9) 敷地内の通路及び共用廊下の有効幅 (その1)

敷地内の通路の有効幅120cm以上

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

38.【ハード面の対応】(9) 敷地内の通路及び共用廊下の有効幅 (その2)

共用廊下の有効幅120cm以上

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

39.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その1)

『 客室数 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

室数を入力してください。(単位: 室, 「10」など)

40.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その2)

『 代表的な間取りを表示した平面図の公表 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

41.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その3)

『 客室の出入口の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください。(単位: cm, 「80」など)

42.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その4)

『 客室内の通路の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください入力してください。(単位: cm, 「80」など)

43.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その5)

『 便所等の水回りの出入口の有効幅 』

10文字以内で入力してください。(半角数字)

有効幅を入力してください入力してください。(単位: cm, 「75」など)

44.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その6)

『 浴室又はシャワー室における手すりの設置 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

45.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その7)

『 腰掛便座における手すりの設置 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

46.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その8)

『 客室内の段差(水回り設備の出入口前後除く) 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

47.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その9)

『 客室内の便所等水回りの段差 』の有無

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

48.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その10)

『 客室内の段差解消のための措置 』の有無(仮設スロープなど)

☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 非公表

49.【ハード面の対応】(10) 一般客室 (その11)

『 ベッド(寝具)の高さ(マットレス上面) 』※布団の場合は入力不要

10文字以内で入力してください。(半角数字)

ベッドのマットレス上面の「床からの高さ」を入力してください。(単位: cm, 「45」など)

戻る

確認する

第5章 京都市が実施する公表について

- 「京都市情報館（本市ホームページ）」及び「京都ユニバーサル観光ナビ」において、届出いただいたバリアフリー情報をよりまとめて公表いたします。（令和3年10月以降に掲載予定）
 - 「京都市情報館（本市ホームページ）」においては、届出情報を以下のイメージ図のようなPDF形式のデータ等で掲載する予定をしています。
- ※ 以下の図は、イメージ図であるため、変更する可能性があります。

【京都市情報館における公表の例】

ひとにやさしい施設情報カルテ

ID 〇〇〇〇

1 施設名称

〇〇〇〇旅館

2 施設の所在地

(行政区) (町名地名)

3 施設の観光エリア

(京都市ユニバーサル観光ナビの仕分け方法により表示)

4 施設の区分

(ホテル、旅館、民宿宿所の区分を表示)

5 その他の情報

観光庁認定施設【心のバリアフリー認定施設】
歴史まちづくり法関連指定施設【歴史的風致建造物】

6 施設からのご案内

当館は、創業約〇〇年の木造建築であることから、館内の玄関や廊下には床面に段差や傾斜がございますが、御要望に応じて、玄関から客室までの人的誘導や可搬スロープの設置等の御対応をいたしております。
観光庁が認定する「心のバリアフリー認定施設」であるとともに、京都のまちの歴史を感じられる「歴史的風致建造物」にも指定されております。
スタッフ一同、バリアフリーに関する年1回の研修を行うなど皆様の御要望に可能な限り御対応させていただいておりますので、お気軽に御相談くださいませ。

7 施設のイメージ写真

写真

写真

※客室内は、車いすでご利用いただくにあたって十分な広さがあります。館内市車椅子の取扱いとなります。（左写真）。
※客室内のトイレと浴室はセパレートで隣部分に接合はございません。（右写真）。

8 バリアフリー対応状況

- ・客室内の廊下は、車いすでご利用いただけます（幅80cm以上）。
- ・客室内は、段差はありません。
- ・浴室用の滑り止めマットを張出しています。
- ・振え置き式の手すりを設置しています。
- ・文字対応TV等の貸出又は設置をしています。
- ・スタッフによる、フロントから客室までの誘導サービスがあります。
- ・個室での食事提供対応を行っています。
- ・スタッフのバリアフリー研修を行っています（年1回以上）。
- ・施設から、介護タクシーの呼び出しが可能です。

9 設備等のバリアフリー対応状況

車いすの貸出

二輪車等

エレベーター

音声案内

点字

10 設備等以外のバリアフリー情報（スタッフによる対応等）

車いすの貸出

E-mail

FAK

車いすの貸出

点字

延床面積

(約●●m²)

階数

地上 ●階 / 地下 ●階

主な構造

(鉄筋鉄骨コンクリート造)

客室総数

(●●室)

車椅子使用者用客室総数

(●●室)

共用部分の設備及び室等

（●●駐車場）

（●●案内所）

（●●インターホン）

（●●便所）

（●●浴室）

（●●ロビースタイル、カフェ等）

（●●宴会場）

（●●会議室）

宿泊施設の開業年月(予定年月)

令和 3年 10月 1日

バリアフリーに関する情報の公表年月

令和 3年 10月 1日

バリアフリーに関する情報の公表方法

■ホームページ
(<https://-----.jp>)

宿泊施設に関するお問い合わせ先

(参考)TEL:075-****-****
(参考)toiawase@kyoto.jp

最終更新日

2021/10/1

92